

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)
日本毛織株式会社
代表取締役社長 佐藤光由

第180回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第180回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年2月23日（水曜日）午後5時55分までに到着するように、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年2月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
3. 目的事項
報告事項 1 第180期（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2 会計監査人および監査役会の第180期（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名予選の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikke.co.jp/>）において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、海外経済の回復や各種経済施策の実施などを背景に、一部に自律的な景気回復の兆しが見られたものの、厳しい雇用情勢が続き、個人消費は依然として低調に推移しました。加えて、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが強まっているため本格的な景気回復には至らず、企業を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなりました。

このような情勢のなか、当社グループは「ニックグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、経営の基本戦略が共通する6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針のもと、成長発展を目指してまいりました。

衣料繊維事業におきましては、開発力の機能強化・生産体制の効率化を目的に国内外のグループ会社の再編を実施し、開発事業におきましては、収益性の低い物件を譲渡しその代替として収益性の高い賃貸用不動産を取得するなど資産の入れ替えを進めてまいりました。また、コミュニティサービス事業におきましては、キッズ向け屋内型会員制遊戯施設事業における新店のオープンや新たにビデオレンタル等のフランチャイズビジネスに参入するなど、新規事業を積極的に展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は848億円余（前期825億円余）、連結経常利益は47億円余（前期24億円強）、連結当期純利益は21億円強（前期8億円弱）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

＜衣料繊維事業＞

衣料繊維事業は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、原毛価格の高止まりを背景に、販売価格が前年より上昇し、織物用糸では増収となりましたが、横編み需要が低調であった編物用糸は若干の減収となりました。

学校向け制服用素材は、景況感の悪化に伴い、モデルチェンジ実施校の減少・流通段階における在庫調整の継続・買い控えの影響などを受け、減収となりました。官公庁向け制服用素材は、予算削減という厳しい市場環境が続くなか、積極的な企画・開発提案が受注に結びつき、増収となりました。

一般企業向け制服用素材は、高機能・高付加価値素材がマーケットで評価されましたが、大口物件の減少が影響し、減収となりました。メンズ・レディース向け素材並びに衣料製品は、市場の冷え込みが著しく、減収となりました。

海外向け販売は、米国での低価格化による他繊維へのシフト、欧州での市場冷え込みによる買い控えの影響などを受け、減収となりました。

以上の結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は380億円弱となりました。

＜資材事業＞

資材事業は、ウールから化合繊、糸から紐・フェルト・不織布・カーペットまでの開発・製造・卸売りを行っております。

産業用資材は、期初からの回復基調を維持し、中でもフェルト・不織布においては空気清浄機用フィルター、家電自動車用緩衝材・吸音材、OA機器用不織布、楽器用フェルトなどが好調に推移し、大幅な増収となりました。また、糸・紐においても、車輛資材・電気資材向け需要が好調で、大幅な増収となりました。

カーペットは、ホテルなどの業務用カーペットが改修工事の先送りなどで引き続き厳しい状況が続きましたが、テニスサーフェスの需要回復と新商品の受注が寄与し、微増収となりました。

生活用資材は、ラケットスポーツ用品においては、国内販売は、景況の厳しさに加え新型インフルエンザや猛暑による学校部活動の自粛・短縮などにより消費が奮わず減収となりましたが、OEM生産の受注が拡大した海外販売が増収となり、全体としては前期並みとなりました。釣糸は海外OEM生産の受注活動が貢献し、前期並みを維持しました。

以上の結果、資材事業の当連結会計年度の売上高は150億円余となりました。

＜エンジニアリング事業＞

エンジニアリング事業は産業向け機械、電子・電気計測器、およびその制御装置の設計・製造・販売を行っております。

前期はリーマンショックの影響を大きく受け苦戦いたしました。が、事業再編を進め臨んだ今期は、汎用機器（電源・計測器、画像検査機）が期初より好調を維持しました。また主力の専用機（特定企業向け別注機器）も後半には売上に大きく貢献したため、全体では増収となりました。

以上の結果、エンジニアリング事業の当連結会計年度の売上高は58億円余となりました。

＜開発事業＞

開発事業は、ショッピングセンターなど商業施設の開発・賃貸・運営、住宅の建設・販売、不動産管理など、「街づくり」を主眼とした地域共生型の不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケパークタウン」が猛暑の影響を受け減収となったものの、「ニッケコルトンプラザ」がリニューアル効果により入館者数および売上に順調に伸ばしたことにより、全体では増収となりました。

不動産事業は、経済環境悪化による既存テナントの撤退および賃料引下げの影響を大きく受けましたが、一昨年10月に取得した大阪市内オフィスビルの賃貸事業および宅地販売などが寄与し、全体では増収となりました。

以上の結果、開発事業の当連結会計年度の売上高は84億円余となりました。

＜コミュニティサービス事業＞

コミュニティサービス事業は、ゴルフコース・練習場、テニススクール、乗馬クラブ、カラオケ、ボウリング場などの運営、携帯電話の販売、介護事業の運営など、拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

スポーツ事業は、インドアテニススクールは新規入会者の獲得が難しく、ゴルフは、コースおよび練習場での入場者数・単価が減少しましたが、グループ会社の決算期変更の影響により、増収となりました。

介護事業は、デイサービス事業・小規模居宅介護事業ともに利用者が順調に伸びたことにより、増収となりました。

アミューズメント事業は、個人消費の冷え込みが厳しく、減収となりました。
携帯電話販売事業は、消費者の買替えサイクルが一巡し、販売台数が伸びたことにより、増収となりました。

新規事業では、ビデオレンタル事業の開始やキッズ向け屋内型会員制遊戯施設事業・アイスクリーム事業の新規出店により、増収となりました。

以上の結果、コミュニティサービス事業の当連結会計年度の売上高は127億円強となりました。

<生活流通事業>

生活流通事業は、寝装品・メンズ/レディースのイージーオーダー・手編毛糸の販売、馬具・乗馬用品の製造販売および各種商材の貿易代行業務、ペット用品の製造販売・ペットフードの輸入販売など、ブランディングとマーケティングのノウハウを強化した消費財の流通・小売を行っております。

寝装品、イージーオーダー、手編毛糸とも、一般消費者の消費意欲が回復せず厳しい環境下ではありましたが、グループ会社の決算期の変更の影響により、増収となりました。

馬具、乗馬用品は、国内外の景気低迷が続くなか、ほぼ前期並みを維持しました。

ペットフードは、消費者の低価格志向の強まりにより、減収となりました。ペット用品は、問屋の在庫圧縮と消費者の買い控えにより、減収となりました。

以上の結果、生活流通事業の当連結会計年度の売上高は48億円弱となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度)
織 維 事 業	65,903	63,482
非 織 維 事 業	36,868	38,192
合 計	102,771	101,674

(単位：百万円)

区 分	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度：当連結会計年度)
衣 料 織 維 事 業	40,835	37,975
資 材 事 業	13,330	15,062
エンジニアリング事業	4,514	5,825
開 発 事 業	7,822	8,438
コミュニティサービス事業	11,256	12,749
生 活 流 通 事 業	4,773	4,779
合 計	82,534	84,831

(注) 第178期まで、事業区分を「繊維事業」、「非繊維事業」の2セグメントとしておりましたが、第179期より経営の基本戦略が共通する「衣料繊維事業」、「資材事業」、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」の6セグメントに変更しております。

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、国内において紡績・染色整理工程を中心に生産性および品質向上を目的とした設備投資を実施しました。

資材事業では、生産設備の新規導入や更新を実施しました。

開発事業では、事業規模の拡大を目的として賃貸用不動産を取得しました。

コミュニティサービス事業では、新規店舗出店などの設備投資を実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度)	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度：当連結会計年度)
売 上 高	百万円 102,771	百万円 101,674	百万円 82,534	百万円 84,831
経 常 利 益	百万円 7,004	百万円 6,945	百万円 2,451	百万円 4,733
当 期 純 利 益	百万円 4,380	百万円 4,035	百万円 797	百万円 2,148
1株当たり当期純利益	53円08銭	49円22銭	9円90銭	26円81銭
総 資 産	百万円 137,969	百万円 126,642	百万円 116,962	百万円 113,021
純 資 産	百万円 77,825	百万円 71,538	百万円 69,875	百万円 68,998
1株当たり純資産額	926円56銭	870円77銭	854円35銭	863円44銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8. 対処すべき課題

当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、経営の基本戦略が共通する6つの事業領域・全方位で、以下の施策を実行してまいります。

<衣料繊維事業>

強みである原料から織物までの一貫生産による品質と技術を更に強化し、高品質・高付加価値・高機能商品の提供と積極的な海外展開を推進します。

<資材事業>

裾野の広い産業資材分野での成長を目指すとともに、差別化商品の提供と積極的な海外展開・M&A戦略により、事業規模の拡大を目指します。

<エンジニアリング事業>

設計能力と商品開発の強化、積極的なM&Aを推進し、事業規模拡大と収益の安定化を目指します。

<開発事業>

グループ全体の資産の有効活用と価値向上を追求し、長期的な視点での「街づくり」開発を推進することにより、資産価値の向上を図ります。

<コミュニティサービス事業>

“コミュニティ＝地域社会”に貢献する独自の「ニッケのサービス」を創出・提供することにより、本格的なサービス事業の展開を目指します。

<生活流通事業>

戦略的ブランディングと生活文化を創造する商品開発によりその価値を高め、規模と収益の拡大を目指します。

激変する環境において、グローバル化に対応しながらニッケグループ独自の強みを発揮すべく、活力あるグループ経営機能の強化を推進し、上記施策の実現に向けて全力を挙げてまいります。6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針のもと、生産性向上を最優先課題とし、顧客志向の仕組みづくり・新しい事業価値の創出・業務の効率化などに取り組んでまいります。

また、企業価値を高め持続的な成長を図り、経営の健全性と透明性を確保するため、コーポレートガバナンス体制の強化と内部統制システムの適切な運用に注力するとともに、コンプライアンス、リスク管理、環境活動、社会・地域貢献などに引き続き積極的に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アカツキ商事株式会社	50百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売
株式会社ナカヒロ	100	62.4	衣料用素材・商品の販売および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社	95	50.1	同上
大成毛織株式会社	30	100.0	毛織物製造
株式会社中日毛織	10	100.0	同上
青島日毛織物有限公司	3.7百万米ドル	86.5	同上
江陰日毛紡績有限公司	12	90.0	同上
アンビック株式会社	100百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業用機械の製造販売
株式会社ニッケテクノシステム	24	100.0	電子・電気計測器の製造販売
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建設・不動産
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介護事業
ニッケアウデオSAD株式会社	60	100.0	フランチャイズ事業、キッズ向け屋内型遊戯施設事業
株式会社ニッケレジャーサービス	10	100.0	スポーツ関連事業
ニッケ商事株式会社	35	100.0	寝装品・手編毛糸・イージーオーダーの販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造販売および貿易代行
ニッケペットケア株式会社	10	100.0	ペット用品の製造・販売およびペットフードの輸入販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社18社を含め40社であり、持分法適用会社は3社であります。

10. 主要な事業内容

事業	主要商品または施設名
衣料繊維事業 毛糸 毛織物 衣料製品	梳毛糸（織糸・ニット糸）、紡毛糸 制服用素材（学校向け・官公庁向け・一般企業向け）、 メンズ・レディース向け素材、受託整理加工 スクールセーター、フォーマルスーツ
資材事業	不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 カーペット、テニスサーフェス、スポーツ用品、釣糸、その他産業資材
エンジニアリング事業	産業用機械、電子・電気計測器
開発事業 商業施設運営 不動産	ショッピングセンター（ニッケパークタウン、ニッケコルトンプラザ） 賃貸、管理、建設、販売
コミュニティサービス事業 スポーツ 介護 通信 アミューズメント その他事業	ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、バッティングセンター 介護サービス 携帯電話販売 ボウリング場、カラオケ、飲食 フランチャイズ事業（ビデオレンタル事業、アイスクリーム事業）
生活流通事業 寝装品 手編糸 乗馬用品 ペット用品	毛布、ふとん 手編毛糸 乗馬用品 ペット用品、ペットフード

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

- ① 営業所 本店 (神戸市中央区) 東京支社 (東京都中央区)
本社事務所 (大阪市中央区)
- ② 工場 印南工場 (兵庫県加古川市) 岐阜工場 (岐阜県各務原市)
一宮工場 (愛知県一宮市)
- ③ 商業施設 ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)
ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)

(2) 子会社

- 株式会社ナカヒロ (大阪市中央区)
- アカツキ商事株式会社 (東京都墨田区)
- 株式会社ゴーセン (大阪市中央区)
- アンビック株式会社 (兵庫県姫路市)

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,049名	70名減

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者 (期中平均843名) は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,410 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,938
株式会社みずほコーポレート銀行	1,801
株式会社みずほ銀行	1,712

II 会社の状況に関する事項（平成22年11月30日現在）

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
(2) 発行済株式の総数 88,478,858株
(3) 株主数 10,065名
(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,077千株	8.95%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,950	4.99
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,942	4.99
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,899	4.93
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.49
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.76
帝 人 株 式 会 社	2,105	2.66
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,838	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,715	2.17

(注) 持株比率については、自己株式数（9,473,244株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式

- ・普通株式 1,562,000株
- ・取得価額の総額 1,021,884,000円
- ・取得理由

経済情勢の変化に対応して、経営諸施策を機動的に遂行するため。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	降井利光	取締役会議長
※取締役社長	佐藤光由	社長執行役員
取締役	瀬野三郎	常務執行役員、社長補佐 経営戦略センター長兼経営企画室長
取締役	栗原信邦	常務執行役員 衣料繊維事業本部長
○取締役	犬伏康郎	執行役員 研究開発センター長 兼研究開発センター第2研究開発室長
取締役	丹羽一彦	中央国際法律事務所代表（弁護士） 日本フェルト株式会社社外監査役 株式会社クリムゾン社外監査役
取締役	近藤定男	
取締役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長 コナミ株式会社社外監査役
常勤監査役	松村博昭	
常勤監査役	星田和紘	
監査役	大江眞幸	
監査役	竹村治	

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. ○印は平成22年2月25日開催の第179回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役であります。

3. 取締役谷 憲治氏は任期満了により、平成22年2月25日開催の第179回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

4. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
降井利光	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	取締役会長	平成21年12月1日
佐藤光由	取締役、常務執行役員 研究開発センター長 兼経営戦略センター長	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	平成21年12月1日
瀬野三郎	取締役、常務執行役員 開発事業本部長 兼本 店 長	取締役、常務執行役員 社長補佐 経営戦略センター長 兼経営企画室長	平成21年12月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
犬伏康郎	取締役執行役員 研究開発センター長	取締役執行役員 研究開発センター長 兼研究開発センター第 2 研究開発室長	平成22年5月1日

- 取締役 丹羽一彦、近藤定男、雀部昌吾の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役 大江真幸、竹村 治の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 近藤定男、雀部昌吾、大江真幸の各氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	147百万円 (9百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	33百万円 (6百万円)	
合計	13名	180百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額12百万円を含んでおります。
2. 報酬等の額には、平成22年2月25日開催の第179回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	役職	関係
社外取締役	丹羽一彦	中央国際法律事務所	代表	当社は同事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
		日本フェルト株式会社	社外監査役	—
		株式会社クリムゾン	社外監査役	—
	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	特別顧問	—
		学校法人神戸薬科大学	理事長	—
		コナミ株式会社	社外監査役	—

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	丹羽一彦	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	近藤定男	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	雀部昌吾	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	大江真幸	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、他社での経営経験および監査役の経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	竹村 治	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 36百万円
 ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 36百万円
 財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集された株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しております。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。
- (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
- (2) グループ経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「リスク管理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「リスク管理委員会」の下に、グループ本社部門、各事業部門及び各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「リスク管理委員会」の下部組織として、「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。

そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ① 株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合
- ② 当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
- ③ 知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合
- ④ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合
- ⑤ 不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合
- ⑥ 株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、グループの中長期ビジョン（NN120ビジョン）の実現に向けて、2009年度を初年度とする「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定しております。各事業領域において重要課題を明確化し、業績の回復に全力を挙げ、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。株主還元策につきましては、株主の利益を重要な課題の一つと考え経営に取り組み、配当を30年以上にわたり無配・減配することなく実施してまいりました。今後も当社株式を継続的に安心して保有いただけるよう努めてまいります。

コーポレートガバナンスへの取り組みにつきましては、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としており、取締役会議長を代表権のない取締役とし、取締役の任期を1年としております。また、アドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。その他、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘、買収防衛策の合理性・公正さを確保するため特別委員会を設置するなどの取り組みを行い、企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得るべく、更なる強化充実に努めております。

社会的責任につきましては、企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることとコンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」が不可欠であるとの認識のもと、全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。また、「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけ、2008年までに当社の製造事業所全てと9つのグループ会社において環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しております。CO₂削減を目指すべく「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとした環境保全にも取り組んでおります。

当社グループは、以上のような取り組みを実施することにより、引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会において、株主の承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動するものではなく、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為に応じるか否かの最終的な判断を適切に行うことができるために、大規模買付者ならびに当社取締役会から必要十分な情報が提供され、更には十分な熟慮期間が確保されるよう、大規模買付ルールを定めております。

(1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

(2) 本プランの概要

① 大規模買付ルールの概要

(i) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立ち、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。

(ii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、取締役会としての意見等を取りまとめ、たうえで株主の皆様へ公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間後のみ開始されるべきものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合の対応

(i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。

ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。なお、その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意識確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施いたします。

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意識確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取り組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置します。また、本プランは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 株主意思の反映

本プランは株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされたことに基づき発効したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	57,915	流 動 負 債	28,948
現金及び預金	13,014	支払手形及び買掛金	9,366
受取手形及び売掛金	21,874	短期借入金	11,508
商品及び製品	13,048	1年以内に償還予定社債	404
仕掛品	5,069	未払法人税等	628
原材料及び貯蔵品	1,757	その他	7,040
繰延税金資産	1,587	固 定 負 債	15,074
その他	1,711	社 債	461
貸倒引当金	△147	長期借入金	1,286
固 定 資 産	55,105	繰延税金負債	1,843
有形固定資産	35,351	退職給付引当金	3,016
建物及び構築物	23,707	役員退職慰労引当金	61
機械装置及び運搬具	3,556	長期預り敷金・保証金	8,005
土地	7,157	その他	400
建設仮勘定	397	負 債 合 計	44,022
その他	533	[純資産の部]	
無形固定資産	532	株 主 資 本	67,424
のれん	163	資 本 金	6,465
その他	368	資 本 剰 余 金	4,543
投資その他の資産	19,221	利 益 剰 余 金	61,776
投資有価証券	12,354	自 己 株 式	△5,361
長期貸付金	335	評 価 ・ 換 算 差 額 等	791
破産更生債権等	448	その他有価証券評価差額金	1,115
長期前払費用	92	繰延ヘッジ損益	16
前払年金費用	4,713	為替換算調整勘定	△340
繰延税金資産	435	少 数 株 主 持 分	782
その他	1,321		
貸倒引当金	△479	純 資 産 合 計	68,998
資 産 合 計	113,021	負 債 及 び 純 資 産 合 計	113,021

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	84,831
売上原価	64,598
売上総利益	20,232
販売費及び一般管理費	15,615
営業外利益	4,617
営業外収入	406
受取利息及び配当金	436
その他	843
営業外費用	234
支払利息	492
その他	726
特別利益	4,733
固定資産売却益	474
投資有価証券売却益	275
関連会社株式売却益	25
負のれん発生益	194
特別損失	969
過年度損益修正損	206
固定資産売却損	38
投資有価証券売却損	1
投資有価証券評価損	63
事業構造改善費用	1,096
税金等調整前当期純利益	1,406
法人税、住民税及び事業税	874
法人税等調整額	1,148
少数株主利益	125
当期純利益	2,148

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年11月30日残高	6,465	4,542	61,077	△4,324	67,760
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当	-	-	△1,448	-	△1,448
当期純利益	-	-	2,148	-	2,148
自己株式の取得	-	-	-	△1,037	△1,037
自己株式の処分	-	1	-	1	2
連結会計年度中の変動額合計	-	1	699	△1,036	△335
平成22年11月30日残高	6,465	4,543	61,776	△5,361	67,424

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 分 持	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年11月30日残高	1,427	△0	△334	1,091	1,022	69,875
連結会計年度中の変動額 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△312	16	△5	△300	△240	-
連結会計年度中の変動額合計	△312	16	△5	△300	△240	△876
平成22年11月30日残高	1,115	16	△340	791	782	68,998

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

アカツキ商事㈱、㈱ナカヒロ、佐藤産業㈱、大成毛織㈱、㈱中日毛織、青島日毛織物有限公司、尾州ウール㈱、江陰日毛紡績有限公司、アンピック㈱、ニッケ商事㈱、双洋貿易㈱、㈱ジーシーシー、㈱ニッケ・ケアサービス、ニッケ不動産㈱、㈱ニッケ機械製作所、㈱ニッケテクノシステム、㈱ゴーセン

② 非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

㈱金山商店ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

ニッケポートフィリップスカーリング社

② 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

㈱ニッターファミリーほか

③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

㈱金山商店、烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ …時価法

たな卸資産

製品、商品、原材料、貯蔵品…主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 …総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金…連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

為替予約

金利スワップ取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。また、借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるとため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

⑤ 重要な会計方針の変更

「工事契約に関する会計基準」の適用

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。なお、これによる損益への影響はない。

「企業結合に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。なお、これによる損益への影響はない。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については部分時価評価法を採用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産	
担保に供している資産	
定期預金	14百万円
建物	128百万円
土地	198百万円
工場財団	532百万円
投資有価証券	442百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	853百万円
短期借入金	2,112百万円
長期預り敷金・保証金	145百万円
預り保証金	48百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	73,873百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 88,478,858株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月25日 定時株主総会	普通株式	805	10	平成21年11月30日	平成22年2月26日
平成22年7月9日 取締役会	普通株式	643	8	平成22年5月31日	平成22年8月20日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	790	10	平成22年11月30日	平成23年2月25日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運用資金については短期的な預金に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主に短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っている。なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	13,014	13,014	-
(2) 受取手形及び売掛金	21,874	21,874	-
(3) 投資有価証券	11,406	11,285	△120
(4) 長期貸付金	335	339	3
(5) 支払手形及び買掛金	(9,366)	(9,366)	-
(6) 短期借入金	(10,464)	(10,464)	-
(7) 社債	(865)	(872)	△7
(8) 長期借入金	(2,329)	(2,385)	△55
(9) デリバティブ取引	(229)	(229)	-

(*) 負債で計上されているものについては、() で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

(4) 長期貸付金

その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。

(5) 支払手形及び買掛金並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

なお、1年以内に償還予定の社債を含んでいる。

(8) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。なお、1年以内の返済予定の長期借入金を含んでいる。また、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当期長期借入金の時価に含めて記載している。（上記(8)参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額383百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額564百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 投資有価証券には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県、大阪府その他の地域において、商業施設（ショッピングセンター）、賃貸用オフィスビルなどを所有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
17,774	63,370

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士により、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額である。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	863円 44銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円 81銭

貸 借 対 照 表

(平成22年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,946	流 動 負 債	14,959
現 金 及 び 預 金	7,428	支 払 手 形	464
受 取 掛 金	1,332	買 掛 金	1,939
売 掛 金	9,627	短 期 借 入 金	5,269
商 品 及 び 製 品	4,743	未 払 金	2,206
仕 掛 金	3,206	未 払 費 用	1,135
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	762	未 払 法 人 税 等	152
繰 延 税 金 資 産	655	預 り の 金 他	2,410
繰 前 払 費 用	6,539	固 定 負 債	12,010
そ の 他 の 引 当 金	6	長 期 借 入 金	1,161
	1,655	繰 延 税 金 負 債	1,350
	△12	退 職 給 付 引 当 金	1,712
固 定 資 産	52,469	長 期 預 り 敷 金 ・ 保 証 金	7,544
有 形 固 定 資 産	26,908	そ の 他	242
建 築 物	18,701	負 債 合 計	26,970
構 築 物	2,087	[純資産の部]	
機 械 及 び 装 置	1,606	株 主 資 本	60,307
車 両 運 搬 具	6	資 本 金	6,465
工 具 器 具 及 び 備 品	178	資 本 剰 余 金	5,104
土 地	4,195	資 本 準 備 金	5,064
建 設 仮 勘 定	133	そ の 他 資 本 剰 余 金	39
無 形 固 定 資 産	97	自 己 株 式 処 分 差 益	39
ソ フ ト ウ ェ ア	64	利 益 剰 余 金	54,098
そ の 他	33	利 益 準 備 金	1,616
投 資 そ の 他 の 資 産	25,462	そ の 他 利 益 剰 余 金	52,482
投 資 有 価 証 券	11,575	損 失 補 填 準 備 積 立 金	680
関 係 会 社 株 式	5,129	配 当 引 当 積 立 金	930
出 資 金	11	従 業 員 退 職 給 与 基 金	1,466
関 係 会 社 出 資 金	1,998	庄 縮 記 帳 積 立 金	1,926
長 期 貸 付 金	2,282	別 途 積 立 金	37,950
破 産 更 生 債 権 等	404	繰 越 利 益 剰 余 金	9,529
長 期 前 払 費 用	13	自 己 株 式	△5,361
繰 前 払 年 金 費 用	4,713	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,137
そ の 他 の 引 当 金	456	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,111
	△1,123	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26
資 産 合 計	88,415	純 資 産 合 計	61,445
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	88,415

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		31,728
売上原価		24,248
売上総利益		7,479
販売費及び一般管理費		4,832
営業利益		2,646
営業外収入		
受取利息及び配当金	771	
その他	189	960
営業外費用		
支払利息	106	
その他	335	441
特別利益		3,165
固定資産売却益	443	
投資有価証券売却益	19	
貸倒引当金戻入額	535	998
特別損失		
過年度損益修正損	73	
固定資産売却損	27	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	47	
関係会社整理損	20	
関係会社株式評価損	217	
関係会社出資金評価損	473	
事業構造改善費用	544	1,406
税引前当期純利益		2,757
法人税、住民税及び事業税		338
法人税等調整額		803
当期純利益		1,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成21年12月1日から
平成22年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成21年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	0	0	
積立金の積立	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	
平成22年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104	

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金
平成21年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,763
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	232
積立金の取崩	-	-	-	-	△69
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	163
平成22年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,926

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成21年11月30日残高	37,950	9,526	53,932	△4,324	61,177
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	△1,448	△1,448	-	△1,448
当期純利益	-	1,615	1,615	-	1,615
自己株式の取得	-	-	-	△1,037	△1,037
自己株式の処分	-	-	-	1	1
積立金の積立	-	△232	-	-	-
積立金の取崩	-	69	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	3	166	△1,036	△869
平成22年11月30日残高	37,950	9,529	54,098	△5,361	60,307

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成21年11月30日残高	1,433	8	1,441	62,618
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	△322	18	△303	-
事業年度中の変動額合計	△322	18	△303	△1,173
平成22年11月30日残高	1,111	26	1,137	61,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ …時価法

③たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 …総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

借入金

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。また、借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

(5) 重要な会計方針の変更

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。なお、これによる損益に与える影響はない。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

工場財団（一宮）

354百万円

工場財団（岐阜）

177百万円

投資有価証券

442百万円

担保権によって担保されている債務

長期借入金

853百万円

短期借入金

912百万円

長期預り敷金・保証金

145百万円

預り保証金

48百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

58,974百万円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金

277百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権

13,554百万円

関係会社に対する長期金銭債権

2,477百万円

関係会社に対する短期金銭債務

3,413百万円

関係会社に対する長期金銭債務

13百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	10,733百万円
仕入高	5,153百万円
営業取引以外の取引高	472百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 9,473,244株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	333百万円
その他	322百万円
繰延税金資産合計	<u>655百万円</u>

(2) 固定負債

繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	1,308百万円
その他有価証券評価差額金	597百万円
前払年金費用	1,274百万円
その他	51百万円
繰延税金負債合計	<u>3,233百万円</u>

繰延税金資産

退職給付引当金	△763百万円
貸倒引当金	△424百万円
投資有価証券評価損	△659百万円
その他	△524百万円
繰延税金資産小計	<u>△2,372百万円</u>
評価性引当金	489百万円
繰延税金資産合計	<u>△1,882百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,350百万円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	157百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	129百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	27百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アカツキ商 事㈱	直接 100.00	有	当社毛織物 の販売 当社建物を 賃貸 運転資金の 融資	毛織物の販売	4,374	売掛金	2,897
子会社	㈱ナカヒロ	直接 62.42	有	当社毛織物 の販売 運転資金の 融資	毛織物の販売	4,555	売掛金	2,696
					グループ金融 (貸付)	800 —	短期貸付金 長期貸付金	900 1,000
子会社	㈱ゴーセン	直接 100.00	有	運転資金の 融資	グループ金融 (貸付)	— △300	短期貸付金 長期貸付金	1,350 300
子会社	ニッケペッ トケア㈱	直接 100.00	有	運転資金の 融資 当社建物を 賃貸	グループ金融 (貸付)	37 △530	短期貸付金 長期貸付金 (注5)	279 700
子会社	㈱ニッケテ クノシステム	間接 100.00	有	運転資金の 融資	グループ金融 (貸付)	1,550	短期貸付金	1,560
子会社	㈱テクシオ	直接 100.00	有	—	グループ金融 (貸付) 債権放棄	△1,057 △1,242	短期貸付金 長期貸付金 (注6)	— —

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、每期交渉の上、決定している。

3. グループ金融について、貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案し決定している。

4. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。

5. ニッケペットケア㈱への貸倒懸念債権に対し、700百万円の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において530百万円の貸倒引当金戻入額を計上している。

6. ㈱テクシオの清算に伴い、当事業年度においてグループ金融貸付金1,050百万円を回収、1,249百万円の債権放棄を実施している。また、貸倒損失7百万円を計上している。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	777円 73銭
(2) 1株当たり当期純利益	20円 17銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第180期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第180期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・職務の分担等に従い、取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年1月13日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 松村 博 昭 ㊞

常勤監査役 星田 和 紘 ㊞

社外監査役 大江 眞 幸 ㊞

社外監査役 竹村 治 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額790,056,140円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,433,085,860円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年2月25日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

グループ会社の事業拡大に伴い、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 糸糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売</p> <p>(2) 前号の原料品材料品の生産加工売買</p> <p>(3) 不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発</p> <p>(4) 宅地建物取引業</p> <p>(5) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理</p> <p>(6) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売</p> <p>(7) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売</p> <p>(8) 食品の販売および飲食店の経営</p> <p>(9) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売</p> <p>(10) 倉庫業</p> <p>(11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(12) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(13) 金融業</p> <p>(14) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業</p> <p>(15) 医薬品、医療機器および化粧品の販売</p> <p>(16) 日用品雑貨、美術工芸品の販売</p> <p>(17) 浴場および健康ランドの経営</p> <p>(18) <u>介護保険法による居宅介護支援事業および居宅サービス事業</u></p> <p>(19) 乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(20) 前各号に付帯若くは関連する事業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (17) <現行どおり></p> <p>(18) <u>病院外における介護および看護に関する事業</u></p> <p>(19) <現行どおり></p> <p>(20) <u>各種ソフトウェア、メディアおよび関連商品の販売並びに賃貸</u></p> <p>(21) <u>古物の売買</u></p> <p>(22) 前各号に付帯若くは関連する事業</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふるい としみつ 降井利光 (昭和19年3月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役財務部長 平成13年2月 当社常務取締役 社長補佐（管理担当、人事労務委員長）、東京支社長 平成16年2月 当社取締役社長 平成18年2月 当社取締役社長、社長執行役員 平成21年12月 当社取締役会長（現任） 平成22年2月 当社取締役会議長（現任）	82,000株
2	さとう みつよし 佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社取締役社長、社長執行役員（現任）	48,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	せ の さぶろう 瀬野 三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、グッドライフ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 開発事業本部長兼本店长 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長（現任）	41,000株
4	くりはら のぶくに 栗原 信邦 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年2月 当社総務部長兼人事グループ長 平成18年2月 株式会社ナカヒロ取締役社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌、企画開発・マーケティング・総務・人事担当 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長（現任）	36,000株
5	※ ふじわら のり 藤原 典 (昭和25年7月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年12月 当社インテリア資材事業本部インテリアカンパニー事業部長兼印南工場副工場長 平成17年2月 当社インテリア資材事業本部副本部長 平成18年2月 アンビック株式会社取締役製造本部長 平成20年2月 当社執行役員生活産業資材事業本部長 平成20年12月 当社執行役員資材事業部長（現任）	19,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
6	ささべ しょうご 雀部 昌吾 (昭和4年7月3日生)	昭和27年3月 阪東調帯護謨株式会社(現バンドー化学株式会社)入社 昭和49年5月 バンドー化学株式会社取締役 昭和63年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役 学校法人神戸薬科大学理事長(現任) 平成19年2月 当社社外監査役 平成19年6月 コナミ株式会社社外監査役(現任) 平成21年2月 当社社外取締役(現任) 平成21年8月 バンドー化学株式会社特別顧問(現任) (重要な兼職の状況) バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長 コナミ株式会社社外監査役	10,000株
7	※ たけむら おさむ 竹村 治 (昭和14年12月7日生)	昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 平成21年2月 当社社外監査役(現任)	一株
8	※ みやたけ けんじろう 宮武 健次郎 (昭和13年2月16日生)	昭和36年3月 大日本製薬株式会社入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年10月 大日本住友製薬株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 大日本住友製薬株式会社代表取締役会長	一株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 雀部昌吾氏、竹村治氏および宮武健次郎氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であり、雀部昌吾氏および竹村治氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①雀部昌吾氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
- ②竹村治氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
- ③宮武健次郎氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
- ①社外取締役候補者各氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ②社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④社外取締役候補者各氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である雀部昌吾氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、雀部氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、竹村治氏および宮武健次郎氏の新任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 星田和紘氏が任期満了となり、また監査役 竹村治氏が辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ いぬぶし やすろう 犬伏 康郎 (昭和26年2月5日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年2月 当社一宮工場副工場長兼テキストル事業本部製造部長 平成16年10月 当社印南工場長 平成17年12月 当社ユニフォーム事業本部製造部長 平成18年2月 当社ユニフォーム事業本部副本部長兼製造部長 平成19年11月 当社技術開発部長兼技術研究所長 平成20年2月 当社執行役員 技術開発部長 平成20年12月 当社執行役員 衣料繊維事業本部副本部長 平成21年12月 当社執行役員 研究開発センター長 平成22年5月 当社取締役執行役員 研究開発センター長 兼研究開発センター第2研究開発室長 (現任)	27,000株
2	※ あらお こうぞう 荒尾 幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所 (現中之島中央法律事務所) 入所 (現任) 平成18年2月 当社補欠監査役 (現任) 平成22年6月 南海電気鉄道株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 南海電気鉄道株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であり、竹村治氏の後任として選任をお願いするものであります。従いまして、任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとします。

4. 社外監査役候補者の選任理由について
荒尾幸三氏は、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 社外監査役候補者の独立性について
 - ①荒尾幸三氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 - ②荒尾幸三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③荒尾幸三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④荒尾幸三氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 当社は、荒尾幸三氏の新任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なかせ まもる 中瀬 守 (昭和23年10月20日生)	昭和55年4月 公認会計士登録 昭和56年5月 公認会計士 中瀬守 事務所（現 株式会社シーエスマネジメント）開業（現任） 平成17年6月 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役（現任） 平成22年9月 誠光監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスマネジメント代表取締役 誠光監査法人代表社員 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役	一株

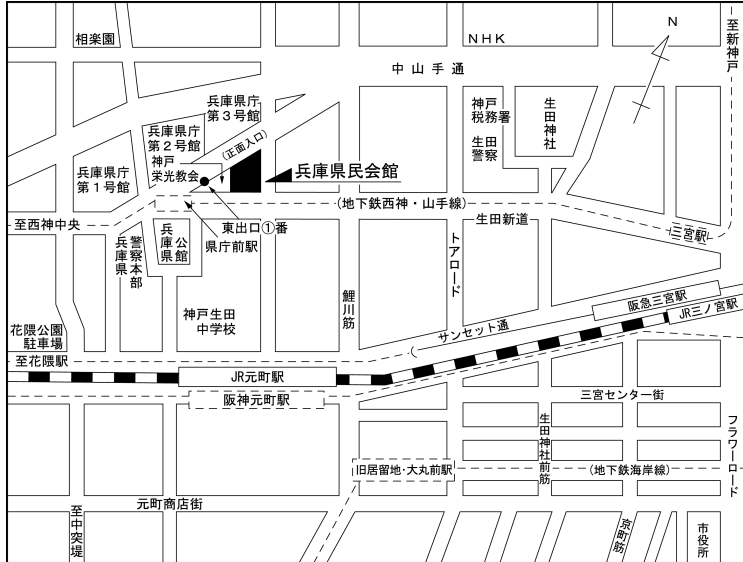
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中瀬守氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
中瀬守氏は、公認会計士としての経験を通じて、独立的な立場から適確な監査を行っていたため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、中瀬守氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内



会 場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分（東出口①番）

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分



地球環境に配慮し、再生紙と植物油インキを使用しております